

国立大学法人佐賀大学研究データ管理・公開ポリシー

令和5年2月3日制定
国立大学法人佐賀大学

(目的)

1. 佐賀大学（以下「本学」という。）は、「佐賀大学憲章」に基づき、自然と共生するための人類の「知」の創造と継承に努め、学術研究の水準を向上させ、佐賀地域独自の研究を世界に発信する。

本学は、この理念を実現させ、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進するために、佐賀大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定め、本学の研究データの価値を守り、本学及び本学研究者の将来における持続的な研究の基盤を確保する。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者の権利と責務)

3. 研究データの管理・公開の方法は、それを収集または生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

研究者は、収集または生成した研究データについて、前段の範囲内において、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切に管理するとともに、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(大学の責務)

4. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(その他)

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

附 則

このポリシーは、令和5年4月1日から実施する。